

## 組合員・賛助会員対象

日本税理士協同組合連合会セミナー「オンデマンド研修」(無料) 実施のご案内

千葉県税理士協同組合では下記オンデマンド研修を、

組合員・賛助会員様を対象に**無料**でご受講いただける施策を実施いたします。

**受講料(通常1回9,000円)は当組合が全額負担いたします。**お申込・ご受講には研修サイト「日税フォーラム」へのご登録(無料)が必要です。**申込方法・視聴方法**などの詳細につきましては、**千葉県税理士協同組合HP**をご覧ください、ご受講くださいますようよろしくお願い申し上げます。

### <対象研修会>

日本税理士協同組合連合会セミナー / 千葉県税理士協同組合共催

## テーマ：相続した株式を発行会社へ譲渡する 取引に纏わる実務の取扱い

講師：齋藤 雅俊 氏 (税理士)

オンデマンド配信日：2026年5月21日(木)～2026年6月10日(水) <3週間>

※申込期限は6/10(水)の17:00までとなります。

※5/15(金)に収録したものを、録画コンテンツで視聴できるものです。

会則3時間研修

インターネット受講のみ

受講料無料

### <主な内容>

#### I. 発行会社の税務処理

- ① 自己株取得取引に対する税務の認識
- ② みなし配当の額はどのように算出するか
- ③ みなし配当と源泉徴収
- ④ 会計処理と申告調整

#### II. 譲渡者の税務処理

- ① みなし配当課税の特例について
- ② 特例を適用するための手続き
- ③ 相続前から株式を所有している場合の取扱い

#### III. 譲渡株式の時価

- ① 相続税評価額と時価
- ② 株式の時価に関する所得税、法人税の規定

#### IV. 時価と乖離する取引

- ① 株主の税務処理
- ② 発行会社の税務処理

#### V. 自己株式の消却

- ① 消却の法務手続き
- ② 消却の税務処理
- ③ 消却の会計処理と申告調整

### <講師より>

相続税を納めた者が相続税の申告期限から3年以内に相続株式を発行会社に譲渡した場合は、特例的に譲渡所得として申告することになり、みなし配当は認識しません。それに対し、自己株式を取得した発行会社には、原則通りの処理が求められ、みなし配当を認識しなければなりません。両者の税務処理が、いわば泣き別れの状態になります。また、通常非上場株式の相続税評価額と譲渡の際の時価は一致しません。そのため、相続税評価額での譲渡は、時価と乖離した取引となり、両者に厄介な税務問題が発生します。この研修会では、相続した株式を発行会社へ譲渡する取引に纏わる実務の論点を整理し、わかりやすく解説します。

### 【本研修に関するお問合せ】

(株)日税ビジネスサービス研修事務局 **TEL 03 - 3340 - 4488**

### 【受講登録について】

配信期間終了後、日本税理士協同組合連合会が一括して申請しますので、ご自身で登録を行っていただく必要はございません。また、**単位登録までお時間を頂戴します**こと、ご了承ください。